

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月22日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第27号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>— <u>通院者 条例第2条第1号の通院者をいう。ただし、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（以下「自立支援医療受給者証」という。）に記載された指定自立支援医療機関が愛知県外である者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者であって条例第3条第4項第4号に該当しないものを除く。</u></p> <p>— <u>入院者 条例第2条第2号の入院者をいう。ただし、同条第1号の通院者のうち自立支援医療受給者証に記載された指定自立支援医療機関が愛知県外である者及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けるこ</u></p>	

とができる者であって条例第3条第4項第4号に該当しないものを含む。

(受給者証等の交付申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による受給者証の交付を受けようとする受給資格者又は入院者に係る精神障害者医療費の助成を受けようとする受給資格者は、精神障害者医療費受給者証等交付・更新申請書兼精神障害者医療費受給資格等変更・喪失届(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、受給資格者に該当すると認めたときは、次に掲げる者に当該各号に定める証明書(以下「受給者証等」という。)を交付する。

通院者 精神障害者医療費受給者証(第2号様式。以下「受給者証」という。)

入院者 精神障害者医療費受給資格認定書(第3号様式。以下「認定書」という。)

3 第1項に規定する申請には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

受給者証の交付を申請する場合

ア 自立支援医療受給者証

(受給者証等の交付申請)

第3条 条例第5条第1項に規定する受給者証又は第2項第2号に規定する認定書(以下「受給者証等」という。)の交付を受けようとする者は、精神障害者医療費受給者証等交付・更新申請書兼精神障害者医療費受給資格等変更・喪失届(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、受給資格者に該当すると認めたときは、次に掲げる受給者証等を交付する。

条例第2条第1号に該当する者(自立支援医療受給者証の指定自立支援医療機関が愛知県外である者及び条例第3条第2項第4号に該当しない高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者を除く。) 精神障害者医療費受給者証(第2号様式。以下「受給者証」という。)

条例第2条第2号に該当する者(同条第1号に該当する者のうち、自立支援医療受給者証の指定自立支援医療機関が愛知県外である者及び条例第3条第2項第4号に該当しない高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者を含む。) 精神障害者医療費受給資格認定書(第3号様式)

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

受給者証の交付を申請する場合

ア 障害者自立支援法(平成17年法律第1

<p>イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証、<u>組合員証若しくは加入者証</u>（以下「被保険者証等」という。）</p> <p>ウ <省略></p> <p>認定書の交付を申請する場合</p> <p>ア <u>自立支援医療受給者証、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）又は精神科の医師の診断書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者で、精神疾患による入院治療が必要と証明するもの。以下「診断書」という。）</p> <p>イ及びウ <省略></p> <p>4 <u>受給者証等の有効期間は、条例第3条の受給資格を有する期間のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</u></p> <p>自立支援医療受給者証の受給者 <u>当該自立支援医療受給者証に記載された支給認定の有効期間</u></p> <p>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <u>当該精神障害者保健福祉手帳の有効期間</u></p>	<p><u>23号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証</u>（以下「自立支援医療受給者証」という。）</p> <p>イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証若しくは組合員証（以下「被保険者証等」という。）</p> <p>ウ <省略></p> <p>認定書の交付を申請する場合</p> <p>ア <u>自立支援医療受給者証、精神障害保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第155号）第6条に規定する精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は精神科の医師の診断書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者で、精神疾患による入院治療が必要と証明するもの。）</p> <p>イ及びウ <省略></p> <p>4 <u>受給者証等の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</u></p> <p>自立支援医療受給者証の受給者 <u>当該支援給付の期間</u></p> <p>精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者 <u>当該手帳の有効期間（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日を開始日とす</u></p>
--	--

<p>診断書により証明された者 当該診断書に記載された入院の期間</p>	<p>る。)</p> <p>診断書により証明された者 当該診断書に記載された入院の期間</p> <p>5 前項の規定にかかわらず本市の区域外から本市の区域内に住所を変更した場合の有効期間の開始日は、住所を変更した日とする。</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず条例第3条第2項各号に該当することにより受給資格者でなくなる場合の有効期間の期限は、その受給資格者でなくなる日とする。</p>
<p>(受給者証等の更新申請等)</p> <p>第3条の2 受給者証等の交付を受けた者(以下「<u>受給者</u>」という。)が、有効期限の後も引き続き受給者証等の交付を受けようとするときは、あらかじめ、精神障害者医療費受給者証等交付・更新申請書兼精神障害者医療費受給資格等変更・喪失届に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる前条第3項の書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>(受給者証等の更新申請等)</p> <p>第3条の2 受給者証等の交付を受けている者が、有効期限の後も引き続き受給者証等の交付を受けようとするときは、あらかじめ、精神障害者医療費受給者証等交付・更新申請書兼精神障害者医療費受給資格等変更・喪失届に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる前条第3項の書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>
<p>2及び3 <省略></p> <p>(受給者証等の再交付申請)</p>	<p>2及び3 <省略></p> <p>(受給者証等の再交付申請)</p>
<p>第4条 受給者は、受給者証等を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、医療費受給者証等再交付申請書(第4号様式)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。</p>	<p>第4条 <u>受給者証等の交付を受けた者(以下「受給者」という。)</u>は、受給者証等を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、医療費受給者証等再交付申請書(第4号様式)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。</p>
<p>2及び3 <省略></p> <p>(精神障害者医療費の助成申請)</p>	<p>2及び3 <省略></p> <p>(医療費の助成申請)</p>
<p>第5条の2 条例第6条第2項又は第3項の規定により精神障害者医療費の助成を受けようとする<u>受給者</u>は、精神障害者医療費助成申請書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第5条の2 条例第6条第2項又は第3項の規定により精神障害者医療費の助成を受けようとする者は、精神障害者医療費助成申請書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。</p>

<p>2 <省略></p> <p>(助成額の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の<u>規定による申請があったときは、助成額を決定し、その助成額を当該申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>(助成額の端数計算)</p> <p>第7条 条例第4条の<u>規定による精神障害者医療費の助成の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(受給資格喪失の届出)</p> <p>第8条 受給者は、条例第3条第1項に<u>規定する受給資格者に該当しなくなったときは、速やかに、精神障害者医療費受給者証等交付申請書兼精神障害者医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(氏名変更等の届出)</p> <p>第10条 条例第7条の<u>規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>受給者の氏名</p> <p>受給者の住所</p> <p>及び <省略></p> <p>条例第4条第1項において医療に関する給付を行う保険者、<u>共済組合若しくは日本私学校振興・共済事業団(以下「保険者等」という。)</u>当該保険者等の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付の内容</p> <p><u>国民健康保険法による被保険者である受給者</u>にあつては、<u>その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は被保険者証の記号番号</u></p> <p>— <u>社会保険各法による被保険者、組合員若し</u></p>	<p>2 <省略></p> <p>(助成額の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の<u>規定により申請があったときは、助成額を決定し、当該申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>(助成額の端数計算)</p> <p>第7条 条例第4条の<u>医療に係る精神障害者医療費の助成の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(受給資格喪失の届出)</p> <p>第8条 受給者は、条例第3条第1項の<u>規定に該当しなくなったときは、速やかに、精神障害者医療費受給者証等交付申請書兼精神障害者医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(氏名変更等の届出)</p> <p>第10条 条例第7条に<u>規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>及び <省略></p> <p>条例第4条第1項に<u>規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合、当該保険者若しくは共済組合の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付の内容</u></p> <p><u>被保険者証又は組合員証の記号及び番号</u></p>
--	--

<p>くは加入者である受給者にあつては、被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号</p> <p>— 社会保険各法による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は被保険者証若しくは組合員証の記号番号</p> <p>— <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>— <省略></p> <p>2 <省略></p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。